

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑名市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

桑名市長

公表日

令和7年11月11日

[令和6年10月 様式3]

項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容	<p>国民健康保険法に基づく事務であり、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入・転出による国民健康保険資格の取得・喪失 ・社会保険等の加入・喪失による国民健康保険の取得・喪失 ・国民健康保険税賦課業務 ・国民健康保険加入適用適正化業務 ・医療費適正化の推進 ・生活保護受給の有無の確認 ・児童福祉法における施設等の入所状況 ・精神・障害等における施設等の入所状況 ・転入者の所得状況確認 ・老人福祉施設等の入所状況 <p>なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務を処理するために必要な同表に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③対象人数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上30万人未満] <input type="checkbox"/> 1) 1,000人未満 <input type="checkbox"/> 2) 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 3) 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 4) 10万人以上30万人未満 </p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	宛名・口座システム
②システムの機能	<p>【宛名管理機能】 ・住民基本台帳システムと連携し住所等を管理する機能 ・住民基本台帳システムで住所を有しない者の宛名を登録・修正する機能(事業所・共有者を含む)</p> <p>【送付先管理機能】 ・現住所と異なる送付先を登録・修正する機能</p> <p>【納税関係者管理機能】 ・相続人や納税管理人を登録・修正する機能</p> <p>【連絡先管理機能】 ・電話番号等の連絡先を登録・修正する機能</p> <p>【他システム連携機能】 ・税務システムや福祉系システム等と連携する機能</p> <p>【宛名情報連携機能】 ・番号連携サーバへ個人番号付き宛名情報を連携する機能</p> <p>【口座情報管理機能】 ・口座振替の金融機関、口座番号等を登録・修正する機能</p> <p>【金融機関管理機能】 ・金融機関の登録・修正を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム2~5

システム2

①システムの名称	国民健康保険システム
②システムの機能	<p>【資格入力機能】 ・被保険者の異動に伴い、資格情報を入力する機能</p> <p>【被保険者証等発行機能】 ・被保険者の異動に伴い、被保険者証等を発行する機能</p> <p>【短期資格証管理機能】 ・滞納世帯には短期資格証を発行・管理する機能</p> <p>【資格照会機能】 ・管理している資格情報を照会できる機能</p> <p>【賦課更正機能】 ・異動に伴う保険税(料)額更正ができる機能</p> <p>【所得入力機能】 ・転入者等の所得を入力・管理できる機能</p> <p>【賦課内容照会機能】 ・賦課額の算定根拠が照会できる機能</p> <p>【納税(納入)通知書発行機能】 ・保険税(料)を納めるための通知書を発行する機能</p> <p>【レセプト照会機能】 ・被保険者の診療内容を照会できる機能</p> <p>【給付管理機能】 ・高額療養費等の支給が管理できる機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (データ連携用PC)</p>

システム3	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	<p>【宛名管理機能】 ・既存業務システムから宛名データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う機能 【統合宛名番号の付番機能】 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う機能 【符号要求機能】 ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は市町村GWへ送信する機能 【情報提供機能】 ・各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う機能 【情報照会機能】 ・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (中間サーバー)</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>【符号管理機能】 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するため利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 【情報照会機能】 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 【情報提供機能】 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 【既存システム接続機能】 ・中間サーバーと既存システム、番号連携サーバ及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 【情報提供等記録管理機能】 ・特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 【情報提供データベース管理機能】 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 【データ送受信機能】 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 【セキュリティ管理機能】 ・特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する。 【職員認証・権限管理機能】 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 【システム管理機能】 ・バッヂの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()</p>

システム5	
①システムの名称	<p>次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
②システムの機能	<p>1. 資格継続業務</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務</p> <p>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の確認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>* ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (データ連携用PC)</p>

システム6~10	
システム6	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能</p> <p>(i)資格履歴管理(評価対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 <p>(ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 <p>※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能</p> <p>(i)機関別符号取得(※2)(評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 <p>(ii)情報照会 及び (iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 <p>(iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 <p>※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能</p> <p>(i)個人番号取得 及び (ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム11~15	
システム16~20	

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)国民健康保険特定個人情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の24、44の項 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法第9条第1項(利用範囲) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/> 実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、69、70の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<p>[システム用ファイル] <選択肢></p> <p>1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>
②対象となる本人の数	<p>[10万人以上100万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険被保険者、擬制世帯主および旧国保資格該当者のうち、個人番号を有する者
その必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事務における本人確認のため。 ・納税(納入)通知書等への個人番号出力のため。 ・医療保険給付関係情報を情報提供ネットワークシステムで提供するため。
④記録される項目	<p>[100項目以上] <選択肢></p> <p>1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [○] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (口座情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・その他識別情報(内部番号) : 「宛名・口座特定個人情報ファイル」に収録されている個人番号との対応に必要があるため。 ・地方税関係情報 : 対象者の所得割額の算出、各種所得判定の必要があるため。 ・健康・医療関係情報 : 療養の給付事務において使用する必要があるため。 ・医療保険関係情報 : 療養の給付事務において使用する必要があるため。 ・雇用・労働関係情報 : 非自発的失業者軽減措置において使用する必要があるため。 ・年金関係情報 : 退職被保険者資格管理において使用する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (税務課、福祉総務課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (医療保険者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (医療保険者) <input type="checkbox"/> その他 (三重県国民健康保険団体連合会)
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳システム)
③使用目的 ※		国民健康保険被保険者の資格管理・賦課管理・医療保険給付管理において必要であるため。
④使用の主体	使用部署	保険年金課、税務課、債権管理課
	使用者数	<div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;"> <選択肢> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> [50人以上100人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div>
⑤使用方法		<p>【国民健康保険の資格に関する事務】 -住所情報等から国民健康保険への加入・喪失の手続きを行う。</p> <p>【国民健康保険税の賦課に関する事務】 -住所・世帯情報や所得額情報等から、保険料額を賦課決定する。</p> <p>【国民健康保険の給付に関する事務】 -所得額情報等から保険給付割合や高額療養費等限度額区分の判定を行い、給付額を決定する。</p> <p>【国民健康保険の特定健診に関する事務】 -住所情報等から、国民健康保険被保険者に対し、特定健診受診券及び受診結果通知を送付する。</p>
⑥情報の突合		上記の国民健康保険事務において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
⑦使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する] (3) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	システム運用に係るバッチ業務委託		
①委託内容	保険税当初計算処理、異動計算処理、納税通知書作成、各種統計帳票作成処理および封入封緘作業		
②委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ中部支社		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2~5			
委託事項2	システムの運用・保守等業務		
①委託内容	システムの運用・保守、アプリケーションの保守、利用者支援等		
②委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ中部支社		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

委託事項3		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務					
①委託内容		<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</p>					
②委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>					
③委託先名		三重県国民健康保険団体連合会					
再委託	④再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>					
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。					
	⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。					

委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10人未満]</p> <p style="text-align: center;">1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
③委託先名		三重県国民健康保険団体連合会 (三重県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)
再委託	④再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[再委託する]</p> <p style="text-align: center;">1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の三重県国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、三重県国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
⑥再委託事項		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)

委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
③委託先名		支払基金
④再委託の有無 ※		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
再委託	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務
委託事項6~10		

委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (23) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (3) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表
②提供先における用途	番号法第19条第8号別表で規定された事務
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者、擬制世帯主および旧国保資格該当者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	戸籍・住民登録課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第11項
②移転先における用途	住民票に国民健康保険加入情報の記載を行うため。
③移転する情報	住民の国民健康保険加入情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	日次連携
移転先2～5	
移転先2	税務課、債権管理課
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)
②移転先における用途	市税徴収管理に関する事務で利用
③移転する情報	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者、擬制世帯主および旧国保資格該当者のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	毎年当初の国民健康保険税の課税額決定時と納税義務者の変更時

移転先3	保険医療課
①法令上の根拠	健康増進法
②移転先における用途	健康管理業務における対象者の国保資格確認のため
③移転する情報	住民の国民健康保険加入情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>[10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 廈内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	国保資格確認の都度
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1)宛名・口座特定個人情報ファイル

(宛名情報)

1.削除区分 2.宛名番号 3.シーケンス番号 4.改製番号 5.履歴番号 6.履歴区分 7.個人法人区分 8.宛名番号枝番 9.宛名種類 10.住民区分 11.外国人区分 12.法人コード前 13.法人コード後 14.世帯番号 15.順位 16.法人グループコード 17.法人種別 18.市内市外区分 19.住所コード 20.自治省コード 21.郵便番号 22.大字コード 23.支所コード 24.地区コード 25.行政区コード 26.自治会加入区分 27.組・家並コード 28.準世帯コード 29.小学校区コード 30.中学校区コード 31.甲乙区分 32.地番コード・本番 33.地番コード・枝番 34.地番コード・末番 35.住所編集判定区分 36.方書コード 37.漢字住所編集判定 38.都道府県名漢字 39.市区町村名漢字 40.町名漢字 41.小字名漢字 42.漢字編集済番地 43.漢字方書 44.住所力ナ 45.方書力ナ 46.力ナ氏名 47.漢字宛名氏名 48.検索用漢字宛名氏名 49.漢字宛名氏名文字才一バー判定 50.力ナ氏名 2 51.漢字宛名氏名 2 52.濁点なし力ナ氏名 53.生年月日(和暦) 54.生年月日(西暦) 55.性別 56.第一続柄 57.混合用続柄 58.家族判定・判定 59.家族判定・順位 60.住民日 61.住民日届出日 62.住民日事由 63.非住民日 64.非住民日届出日 65.非住民日事由 66.転出確定日 67.住記ネット番号 68.世帯電話番号 69.世帯有線番号 70.個人電話番号 71.FAX番号 72.世帯E-MAILアドレス 73.個人E-MAILアドレス 74.配偶者個人コード 75.有効開始日 76.異動届出日 77.異動事由 78.税異動事由 79.税異動年月日 80.税用住民区分 81.除票判定 82.転入前住所判定

(個人番号管理)

83.削除区分 84.宛名番号 85.履歴番号 86.個人番号

(法人番号管理)

87.削除区分 88.宛名番号 89.履歴番号 90.法人番号

(口座情報)

91.宛名番号 92.税目(内部) 93.履歴シーケンス 94.税目(表示) 95.異動事由 96.異動年月日 97.銀行コード(本店) 98.銀行コード(支店) 99.口座種別 100.口座番号 101.口座名義人名力ナ 102.口座名義人名漢字 103.有効開始年月(口座) 104.有効終了年月(口座) 105.口座申込日 106.振替区分 107.受付番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 国民健康保険特定個人情報ファイル

(資格)

1.宛名番号,2.記号番号,3.住記世帯番号,4.国保番号,5.世帯員番,6.国保有無判定,7.国保資格区分,8.本来取得日,9.取得日,10.取得事由,11.取得届出日,12.喪失日,13.喪失事由,14.喪失届出日,15.国保続柄,16.退職有無判定,17.退職本人被扶養区分,18.該当日,19.該当事由,20.該当届出日,21.非該当日,22.非該当事由,23.非該当届出日,24.退職本人宛名番号,25.退職続柄,26.退職年金制度,27.退職年金種別,28.退職年金期間,29.退職年金受給月,30.学遠区分,31.学遠該当日,32.学遠非該当日,33.学遠有効期限,34.住記自動更新不可判定,35.保険証表示順,36.旧記号番号,37.全部一部判定,38.異動事由,39.異動日,40.届出日,41.届書NO.,42.届書NO.内シーケンス

(資格履歴)

43.宛名番号,44.履歴SEQ,45.記号番号,46.住記世帯番号,47.国保番号,48.世帯員番,49.国保退職区分,50.国保退職資格区分,51.得喪区分,52.得喪年月日,53.得喪事由,54.国保続柄,55.退職本人宛名番号,56.退職続柄,57.学遠区分,58.異動日,59.届出日,60.異動のくくりNo.

(短期資格証)

61.宛名番号,62.履歴SEQ,63.記号番号,64.短期・資格証区分,65.短期・資格証判定,66.短期証期間,67.資格証交付番号,68.該当日,69.有効期限,70.非該当日

(賦課)

71.年度,72.国保番号,73.履歴SEQ,74.賦課番号,75.履歴管理番号,76.共通番号,77.減免番号,78.軽減番号,79.記号番号,80.通知書番号,81.任意番号1,82.任意番号2,83.主宛名番号,84.特普区分,85.特徴開始年月,86.特徴終了年月,87.賦課期日,88.保険料,89.前年度保険料,90.前年度保険料(再計算),91.決定賦課額,92.決定賦課額(退職),93.増減,94.異動事由,95.区分1,96.異動事由1,97.区分2,98.異動事由2,99.区分3,100.異動事由3,101.区分4,102.異動事由4,103.区分5,104.異動事由5,105.最終異動日,106.届出日,107.異動有無

(課税根拠)

108.年度,109.国保番号,110.国保区分,111.退職区分,112.課標区分,113.履歴SEQ,114.履歴管理番号,115.共通番号,116.課税根拠,117.所得合計,118.所得課標,119.所得合計本文,120.所得課標本文,121.資産課標,122.被保数表示,123.擬制表示,124.軽減区分表示,125.減免表示値区分,126.所得割額,127.所得割本文,128.資産割額,129.均等割額,130.平等割額,131.均等割軽減額,132.平等割軽減額,133.平等割半額,134.限度超過額,135.激変緩和額1,136.激変緩和額2,137.激変緩和額3,138.端数,139.月割減額,140.賦課額,141.暫定額(当初),142.暫定額,143.月別被保数,144.被保数4月1日,145.被保数4月,146.被保数5月,147.被保数6月,148.被保数7月,149.被保数8月,150.被保数9月,151.被保数10月,152.被保数11月,153.被保数12月,154.被保数1月,155.被保数2月,156.被保数3月,157.軽減判定用所得,158.軽減判定用所得(暫定処理用),159.前納報奨金

(調定)

160.国保番号,161.国保区分,162.退職区分,163.履歴SEQ,164.履歴管理番号,165.共通番号,166.会計年度,167.通知書番号,168.期別項目,169.特普区分,170.期別,171.期別額

(所得)

172.年度,173.宛名番号,174.履歴SEQ,175.所得番号,176.履歴管理番号,177.共通番号,178.所得合計(個人),179.所得課標(個人),180.基礎控除,181.専従者控除額,182.給与所得,183.年金所得,184.給与割増控除,185.年金割増控除,186.本文方式所得合計,187.本文方式所得課標,188.軽減判定用所得(個人),189.主所得区分,190.申告区分,191.非課税区分,192.異動事由,193.区分,194.異動事由,195.所得更正日,196.届出日,197.異動日,198.異動有無

(所得区分)

199.年度,200.宛名番号,201.履歴SEQ,202.履歴管理番号,203.共通番号,204.所得区分,205.所得金額

(資産税)

206.年度,207.宛名番号,208.履歴SEQ,209.資産番号,210.共有持ち分判定,211.資産税額,212.資産税額(共有分の内訳),213.資産税額,214.資産税額(土地),215.資産税額(家屋),216.資産税額(償却),217.資産税額(その他),218.異動事由,219.区分,220.異動事由,221.資産更正日,222.届出日,223.異動日,224.異動有無,225.マスタ現在日

(レセプト)

226.記号番号,227.宛名番号,228.医療機関番号,229.診療科目,230.取扱番号,231.取扱年月,232.明細書一連番号,233.ファイル区分,234.診療年月,235.入外区分,236.診療実日数,237.診療開始日,238.一般・退職区分,239.負担区分,240.給付割合,241.決定点数,242.公費負担者番号(1),243.受給者番号(1),244.公費対象点数(1),245.患者負担額(1),246.公費負担者番号(2),247.受給者番号(2),248.公費対象点数(2),249.患者負担額(2),250.疾病分類コード,251.食事療養費,252.日数,253.基準額,254.標準負担額,255.公費日数(1),256.公費基準額(1),257.標準負担額(1),258.公費日数(2),259.公費基準額(2),260.標準負担額(2),261.薬剤,262.薬剤一部負担額,263.公費負担額(1),264.公費負担額(2),265.各種負担額,266.金額1(保険者負担額),267.金額2(高額療養費),268.金額3(公費負担額1),269.金額4(公費負担額2),270.金額5(一部負担額)

(認定証)

271.科目コード,272.記号番号,273.宛名番号,274.履歴SEQ,275.認定区分,276.認定日,277.取消日,278.予備日,279.交付日,280.回収日,281.記号,282.番号

(償還)

283.科目コード(償還),284.記号番号,285.宛名番号,286.履歴SEQ,287.償還年月日,288.原因発生年月日,289.償還方法,290.償還結果,291.償還決定額,292.償還予定額

(償還振込先)

293.科目コード(償還),294.記号番号,295.宛名番号,296.履歴SEQ,297.金融機関本店コード,298.金融機関支店コード,299.預金種別,300.

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)国民健康保険特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【住民からの情報の入手】 ・本人の個人番号カード又は通知カード及び番号法、番号法施行令、番号法施行規則に定める身分証明書等を用いた確認を厳格に行う。</p> <p>【府内他システムからの情報の入手】 ・入手元のファイルに登録された情報より作成されており、目的外の入手が行われるリスクを防止する措置が講じられている。</p> <p>【他部署及び他機関からの情報の入手】 ・個人番号及び対象者の4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を正確に記載した書面を用い、所属長の決裁を受けた後に照会を行う。</p> <p>・特定個人情報の入手は、番号法、地方税法及びその他地方税に関する法律で定められた範囲に限定し、範囲を逸脱して特定個人情報を入手しないことを徹底する。 ・個人情報が記載されている印刷物等が不要となった場合は、シュレッダー処理を行う。 ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。</p> <p>【国保連合会からの情報の入手】 ・国保総合PCIにおける措置 <対象者以外の情報の入手を防止するための措置> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCIにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 * :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p> <p><必要な情報以外を入手することを防止するための措置> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインターフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 * :ここでいう指定されたインターフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市町に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができない仕組みになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜桑名市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名・口座システムは、個別業務で管理する特定個人情報を保持しない。 ・アクセス権限効果者以外から特定個人情報の要求があった場合は、紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行う。 ・その他のシステムへの特定個人情報の連携は、必要のない情報との紐付けは行わないようシステムでアクセス制御を行う。 <p>＜国保総合PCIにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCIに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることではなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 * : ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 		
	<p>リスクへの対策は十分か</p> <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>		

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>＜選択肢＞</p> <p>[行っている] 1) 行っている 2) 行っていない</p>		
	<p>具体的な管理方法</p> <p>＜桑名市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用する必要がある職員、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDと生体認証による認証を行っている。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 <p>＜国保総合PCIにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCIにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 		
その他の措置の内容	<p>＜桑名市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 <p>＜国保総合PCIにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。 		
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>		

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る
--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p> <p>規定の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報に係る秘密の保持 ・特定個人情報の安全管理と責任体制の整備 ・作業従事者に対して教育の実施 ・特定個人情報の返還、廃棄又は消去 ・特定個人情報の取扱いの状況の点検の実施 ・必要に応じて立入調査等
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	<p>[十分に行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。

その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>＜桑名市における措置＞</p> <p>・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</p> <p>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。</p> <p>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</p> <p>＜国保連合会における措置＞</p> <p>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</p> <p>・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、バーチャルマシンの更新を行う。</p> <p>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>・国保総合(国保集約)システムを三重県国民健康保険団体連合会委託のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。</p> <p>・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。</p> <p>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</p> <p>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要的複製を制限するため、事前に保護責任者・情報セキュリティ責任者の承認を得る。</p> <p>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</p> <p>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。</p> <p>＜取りまとめ機関における措置＞</p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）				[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク				
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>・特定個人情報の提供・移転は、番号法等法令の規定によりその範囲を厳格に定め、その範囲についてのみ行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定してシステムログ(連携日時等)としてストレージ等に記録している。また、必要に応じて記録の確認を行う。</p>			
その他の措置の内容	<p>「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。</p> <p>媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。</p>			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
<p>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。</p> <p>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは、本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ、認められた相手にしか提供・移転できないよう、システムの仕組みとして担保される。</p>				

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢>				
		1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている	3) 十分に行っていない		
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢>				
		1) 発生あり	2) 発生なし			
その内容						
再発防止策の内容						
その他の措置の内容	データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは保管・施錠している。					
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>				
		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている		

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<国保総合PCにおける措置>

<特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクの技術的対策>

- ・市町と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。
- ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。
- ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアと導入し、ウイルスバーンファイルは適時更新する。
- ・不正アクセス防止法として、ファイアウォールを導入している。
- ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。

<特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク>

- ・国保総合PCに塘路kした情報はサーバーにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。

<特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク>

- ・国保総合PCに登録した情報はサーバーにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。

<取りまとめ機関における措置>

- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><桑名市に関する教育・啓発></p> <ul style="list-style-type: none">・関係職員(任用された会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。・全庁的にeラーニングシステムでセキュリティに係る研修を行っている。 <p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発></p> <ul style="list-style-type: none">・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修・教育頻度:年間1回程度・教育方法:集合教育・教育対象:職員および嘱託員・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 <p><サイバーセキュリティに関する教育・啓発></p> <ul style="list-style-type: none">・教育事項:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの・教育頻度:おおむね一年ごと・教育方法:未定・教育対象:特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。*「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。

10. その他のリスク対策

<取りまとめ機関における措置>

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	総務部 総務課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1131
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	保健福祉部 保険年金課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1174
②対応方法	電話による対応を受け付ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日	令和7年11月11日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	

3. 第三者点検【任意】

①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月9日	評価実施期間における担当部署	保険年金課長 米澤 末郎	保険年金課長 内田 貴久	事後	
平成29年5月15日	評価書名	国民健康保険税賦課に関する事務 重点項目評価書	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書	事前	名称の変更
平成29年5月15日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	桑名市は、国民健康保険税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	桑名市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	名称の変更
平成29年5月15日	I 1. ①事務の名称	国民健康保険税賦課に関する事務	国民健康保険に関する事務	事前	名称の変更
平成29年5月15日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1~4まで記載	システム5 次期国保総合システムおよび国保情報集約システムを追加	事前	重要な変更
平成29年5月15日	I 4. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一16、30の項	番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事前	事前通知事項に該当しない主務省令改正等に伴う根拠法令の修正

平成29年5月15日	I 5. ②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十二条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106、120の項)</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十二条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、120の項)</p>	事前	事前通知事項に該当しない主務省令改正等に伴う根拠法令の修正
平成29年5月15日	I 6. ②所属長	保険年金課長 内田 貴久	保険年金課長 森 浩木	事後	
平成29年5月15日	II (2) 2. ①記録される項目 主な記録項目 ・識別情報		個人番号を追加	事前	重要な変更
平成29年5月15日	II (2) 3. ①入手元 その他		三重県国民健康保険団体連合会を追加	事前	重要な変更
平成29年5月15日	II (2) 3. ①入手方法		専用線を追加	事前	重要な変更
平成29年5月15日	II (2) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項	委託事項1~2まで記載	委託事項3 資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務を追加	事前	重要な変更

平成29年5月15日	Ⅲ2. リスク:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		【国保連合会からの情報の入手】を追加	事前	重要な変更
平成29年5月15日	Ⅲ3. リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容		<桑名市における措置>(タイトル)を追加 <国保総合PCにおける措置>を追加	事前	重要な変更
平成29年5月15日	Ⅲ3. リスク2:権限のない者によって不正使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法		<桑名市における措置>(タイトル)を追加 <国保総合PCにおける措置>を追加	事前	重要な変更
平成29年5月15日	Ⅲ3. リスク2:権限のない者によって不正使用されるリスク その他の措置の内容		<桑名市における措置>(タイトル)を追加 <国保総合PCにおける措置>を追加	事前	重要な変更
平成29年5月15日	Ⅲ4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先における特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	再委託していない	十分に行っている	事前	重要な変更
平成29年5月15日	Ⅲ4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先における特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法		再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。	事前	重要な変更

平成29年5月15日	Ⅲ4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<桑名市における措置>(タイトル)を追加 <国保連合会における措置>を追加	事前	重要な変更
平成29年5月15日	Ⅲ9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		<桑名市における措置>(タイトル)を追加 <国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> <サイバーセキュリティに関する教育・啓発>を追加	事前	重要な変更
平成30年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民年金特定個人情報の提供・移転 移転先1	市民課	戸籍・住民登録課	事後	
平成30年8月31日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保険年金課	保健医療課	事後	
平成30年8月31日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 森 浩木	保健医療課長	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)宛名・口座特定個人情報ファイル 2. 基本情報 ⑥担当部署	保険年金課	保健医療課	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個人情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保険年金課	保健医療課	事後	

平成30年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個人情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用的主体 使用部署	保健年金課、税務課、多度町総合支所住民福祉課、長島町総合支所住民福祉課	保健医療課、税務課、多度地区市民センター、長島地区市民センター	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ ①連絡先	保健年金課	保健医療課 保険年金室	事後	
令和1年8月23日	V 評価実施手続1. 基礎項目評価書①実施日	平成30年6月21日	令和1年6月28日	事後	
令和2年8月31日	IV 開示請求、問合せ1. 開示・訂正・利用停止請求①請求先	0594-24-1136	0594-24-1131	事後	
令和2年8月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和1年6月28日	令和2年8月31日	事後	

令和3年12月15日	I 基本情報1.特定個人情報 ファイルのを取り扱う事務②事務の内容	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのよう、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	法令改正に伴う修正、オンライン資格確認等システム稼働に伴う記載項目の追加
令和3年12月15日	I 基本情報2.特定個人情報 ファイルのを取り扱う事務において使用するシステム システム②システムの機能		3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報 報の提供 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを 市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、 市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等	事後	オンライン資格確認等システム稼働に伴う記載項目の追加
令和3年12月15日	I 基本情報3.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	

令和3年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)宛名・口座特定個人情報 ファイル3.特定個人情報の入 手・使用④使用の主体 使用 部署	保健医療課、税務課、多度地区市民センター、 長島地区市民センター	保健医療課、税務課	事後	
令和3年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)宛名・口座特定個人情報 ファイル 4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 ③ 委託先名	株式会社三重電子計算センター	株式会社日立システムズ中部支社	事後	
令和3年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個 人情報ファイル 4. 特定個人 情報ファイル取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社三重電子計算センター	株式会社日立システムズ中部支社	事後	
令和3年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個 人情報ファイル 4. 特定個人 情報ファイル取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社三重電子計算センター	株式会社日立システムズ中部支社	事後	
令和3年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個 人情報ファイル 5. 特定個人 情報ファイルの提供・移転 提 供先1	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個 人情報ファイル 5. 特定個人 情報ファイルの提供・移転 提 供先1①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	

令和3年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転 提供先1②提供先における用途	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年2月4日	V-1 ①実施日	令和2年8月31日	令和4年2月4日	事後	
令和4年9月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 宛名・口座特定個人情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	保健医療課、税務課	保健医療課、税務課、債権管理課	事後	
令和4年9月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 国民健康保険特定個人情報ファイル 4.特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	保健医療課、税務課	保健医療課、税務課、債権管理課	事後	
令和4年9月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 国民健康保険特定個人情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先2	税務課	税務課、債権管理課	事後	
令和4年9月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 国民健康保険特定個人情報ファイル 2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・地方税関係情報 : 対象者の所得割、資産割額の算出、各種所得判定の必要があるため。	・地方税関係情報 : 対象者の所得割額の算出、各種所得判定の必要があるため。	事後	

令和4年9月26日	Ⅲリスク対策 (1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)国民年金特定個人情報ファイル 9.従業員に対する教育・啓発具体的な方法	非常勤職員、臨時職員	会計年度任用職員	事後	
令和4年9月26日	V-1 ①実施日	令和4年2月4日	令和4年9月26日	事後	
令和5年8月22日	V-1 ①実施日	令和4年9月26日	令和5年8月22日	事後	
令和6年2月28日	I 基本情報1.特定個人情報ファイルのを取り扱う事務②事務の内容	記載なし	<p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	事前	重要な変更
令和6年2月28日	I 基本情報2.特定個人情報ファイルのを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	記載なし	[○]その他 (データ連携用PC)	事前	重要な変更

令和6年2月28日	I 基本情報2.特定個人情報 ファイルのを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	記載なし	[〇]その他（データ連携用PC）	事前	重要な変更
令和6年2月28日	I 基本情報2.特定個人情報 ファイルのを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	記載なし	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	重要な変更

令和6年2月28日	I 基本情報2.特定個人情報ファイルのを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	記載なし	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機構が運営する。なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能</p> <p>(i)資格履歴管理(評価対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 <p>(ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 <p>※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象</p>	事前	重要な変更
-----------	---	------	--	----	-------

令和6年2月28日	I 基本情報4.個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 别表第一の16、30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	番号法第9条第1項 别表第一の16、30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	重要な変更
-----------	-----------------------------	---	---	----	-------

令和6年2月28日	I 基本情報5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十二条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,81,87,88,93,97,106,109,120</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・42,43,44,45</p>	事前	重要な変更
令和6年2月28日	I 基本情報5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	記載なし	<p>・オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	重要な変更

令和6年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル 名 国民健康保険特定個人情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	記載なし	[〇]府内連携システム	事前	重要な変更
令和6年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル 名 国民健康保険特定個人情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	記載なし	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	事前	重要な変更
令和6年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル 名 国民健康保険特定個人情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥再委託事項	資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力／バッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録)など。	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力／バッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録)など。	事前	重要な変更
令和6年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル 名 国民健康保険特定個人情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	記載なし	委任事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	事前	重要な変更
令和6年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル 名 国民健康保険特定個人情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	記載なし	委任事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	事前	重要な変更

令和6年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル 名 国民健康保険特定個人情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	記載なし	委任事項6 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	重要な変更
令和6年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル 名 国民健康保険特定個人情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	[○]移転を行っている(2)件	[○]移転を行っている(3)件	事前	重要な変更
令和6年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル 名 国民健康保険特定個人情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	記載なし	移転先3 保健医療課	事前	重要な変更
令和6年2月28日	Ⅲリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	記載なし	<p><必要な情報以外入手防止></p> <p>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインターフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>* :ここでいう指定されたインターフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市町に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことである、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができない仕組みになっている。</p>	事前	重要な変更

令和6年2月28日	Ⅲリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 	事後	重要な変更
令和6年2月28日	Ⅲリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 具体的な方法	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムを、ソフト事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること 	事前	重要な変更

令和6年2月28日	Ⅲリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	<p>＜取りまとめ機関における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	事前	重要な変更
令和6年2月28日	Ⅲリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク:不正な提供・移転が行われるリスク ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供・移転は、番号法等法令の規定によりその範囲を厳格に定め、その範囲についてのみ行う。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定してシステムログ(連携日時等)としてストレージ等に記録している。また、必要に応じて記録の確認を行う。 	事前	重要な変更

令和6年2月28日	Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	<p>＜国保総合PCにおける指直＞</p> <p>＜特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクの技術的対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したものののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアと導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止法として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を隨時に、できるだけ速やかに実施している。 <p>＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCに塘路kした情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。 <p>＜特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 	事前	重要な変更
-----------	--	------	--	----	-------

令和6年2月28日	Ⅲリスク対策 10.その他のリスク対策	記載なし	<p>＜取りまとめ機関における措置＞</p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	事前	重要な変更
令和6年9月25日	I 基本情報1.特定個人情報ファイルのを取り扱う事務②事務の内容	なお、番号法第19条第8項の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務を処理するために必要な同表に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	
令和6年9月25日	I 基本情報4.個人番号の利用※ 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> <p>＜オンライン資格確認の準備業務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲）別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<p>番号法第9条第1項及び別表の24、44の項</p> <p>＜オンライン資格確認の準備業務＞</p> <p>番号法第9条第1項（利用範囲） 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	

令和6年9月25日	I 基本情報5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,81,87,88,93,97,106,109,120</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・42,43,44,45</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、69、70の項</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	
令和6年9月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 国民健康保険特定個人情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	
令和6年9月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 国民健康保険特定個人情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二	番号法第19条第8号別表	事後	
令和6年9月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 国民健康保険特定個人情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第二で規定された事務	番号法第19条第8号別表で規定された事務	事後	
令和6年9月25日	V-1 ①実施日	令和5年8月22日	令和6年9月25日	事後	

令和7年11月11日	I 基本情報 6. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	保健医療課	保険年金課	事後	
令和7年11月11日	I 基本情報 6. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	保健医療課長	保険年金課長	事後	
令和7年11月11日	II 特定個人情報ファイルの概 要 (1)宛名・口座特定個人 情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健医療課	保険年金課	事後	
令和7年11月11日	II 特定個人情報ファイルの概 要 (2)国民年金特定個人情 報ファイル 3. 特定個人情報 の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	保健医療課、税務課、債権管理課	保険年金課、税務課、債権管理課	事後	